

写真・修理見積書について

見舞金の請求にあたり、はじめにご提出いただく書類は「写真」と「修理見積書」です。

写真について

必要な写真は次のとおりです。

- ① 建物全体を撮影したもの
- ② 表札や住居表示板など、ご契約いただいている建物であることが分かるもの
- ③ 損傷した部分を含む広い範囲を撮影したもの



台風により棟瓦が破損した例



上階からの水漏れにより天井が水損した例

- ④ 損傷した部分の詳しい状況を撮影したもの



台風により棟瓦が破損した例



上階からの水漏れにより天井が水損した例

- ※ ③と④は、できるだけ異なる角度から複数枚撮影してください。
- ※ 屋根などの高いところは危険ですので、業者様などが撮影したもので構いません。上記の内容を伝え、明瞭な写真を撮影してもらってください。

修理見積書について

修理見積書とは、損傷した部分を原状回復するために必要な修理費用の概算を記載したものです。作成を依頼する業者の指定はありません。

依頼に際し、業者様にお伝えいただきたい点は次のとおりです。

- ① 損傷した部分を原状回復するための費用のみを計上してください。
- ② 資材の数値と単位は具体的に（5枚、10㎡など）記載し、「一式」などの表記は避けてください。
- ③ 連絡先と担当者名を明記してください。

※ 記載内容に不確かな点などがある場合には、業者様に連絡させていただくことがありますのでご了解ください。

※ 原状回復に要する費用以外の項目や数量が計上されている場合には、損害額から除外させていただくことがあります。